

議案第 99 号

北本市公共下水道使用料条例の一部改正について

北本市公共下水道使用料条例の一部を次のように改正する。

平成 25 年 11 月 28 日 提出

北本市長 石津賢治

北本市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

北本市公共下水道使用料条例（昭和 55 年条例第 31 号）を次のように改正する。

第 3 条中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

第 7 条第 1 項中「14.6 パーセント」の次に「（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）」を加える。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 当分の間、延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあってはその年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合

が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

(使用料の消費税に係る経過措置)

2 改正後の第3条の規定にかかわらず、前項ただし書に規定する規定の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料(施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

(使用料の延滞金に係る経過措置)

4 改正後の第7条及び附則第2項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

北本市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(使用料の算出方法)</p> <p>第3条 使用料の額は、毎使用月において、公共下水道に汚水を排除する者（以下「使用者」という。）が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に <u>100分の105</u> を乗じて計算した額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その全額を切り捨てるものとする。</p>	<p>(使用料の算出方法)</p> <p>第3条 使用料の額は、毎使用月において、公共下水道に汚水を排除する者（以下「使用者」という。）が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に <u>100分の108</u> を乗じて計算した額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その全額を切り捨てるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>(延滞金)</p> <p>第7条 市長は、使用料を納期限までに納入しない者に対し、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、滞納した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する金額の延滞金を徴収する。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第7条 市長は、使用料を納期限までに納入しない者に対し、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、滞納した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年14.6パーセント <u>（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）</u> の割合を乗じて計算した額に相当する金額の延滞金を徴収する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、第7条第1項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。